

第4章 分野別施策の展開

基本目標Ⅰ 高齢者が生きがいを持って 活躍できる社会の実現

(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援

現状と課題

- ◇高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、自発的な行動により、楽しく心豊かに生きようとする意欲や生きがいを持ち続けることが重要です。
- ◇アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で高齢者の閉じこもり傾向が高まっており、友人・知人との関係についても、希薄化の傾向が見られます。外出・交流機会の減少が常態化することで、フレイルの発生や相互扶助の基盤となる人間関係の希薄化が懸念される状況となっており、これらを防止するための取り組みが課題となっています。

施策の方向

- ◇より多くの高齢者が社会参加の意欲を持ち、自分に合った学びの場や活躍の場を見つけることができるように、公民館や地域交流センター等の身近な場所で誰もが気軽に学習・スポーツ等を通じて、心の豊かさや生きがいを得られる機会を提供し、高齢者の社会参加を促します。

主な取り組み

①移動支援【新規】	
事業内容	・スーパーや日用品、生活用品等を取り扱っている店舗への買い物やボッチャ等の地域交流の場への送迎支援を実施します。
今後の方針	・高齢者の生きがいづくりや介護予防と連動した移動手段のあり方等、高齢者が過度に自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備及び外出機会の創出を検討します。

②「学びキャンパスせと」・「大学コンソーシアムせと」による講座の充実	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・『学びキャンパスせと』では、知識や技術等自分の得意なことを教えたい人が講師となり、市民主体でそれぞれの関心に沿った幅広い講座を提供します。 ・『大学コンソーシアムせと』では、加盟大学の特色を活かした、大学教員による専門的な講座を提供します。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係機関と連携しながら、市民ニーズに沿った魅力的な講座を計画し、高齢者の学びの場、活躍の場の拡大を図ります。 ・オンライン講座の導入をはじめとして、誰もが参加しやすい講座づくりを進めます。

③地区公民館・地域交流センターによる生涯学習事業の充実	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における生涯学習を推進するため、地区公民館及び地域交流センターが自ら企画、実施する生涯学習事業に対し、支援します。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館、地域交流センターにおける生涯学習講座については、地域による自主運営がなされており、引き続き地域ニーズにあった多様な生涯学習講座や、地域課題の解決に資する講座の開設を推進し、高齢者の学びの場の創出と、地域課題の解決に寄与するよう取り組みます。

④総合型地域スポーツクラブ活動事業の支援	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を対象としたスポーツ教室を開催します。 ・高齢者向けの教室としては、ミニテニス、カローリング、ノルディックウォーキング、スポーツ吹き矢等を実施しています。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者をはじめとする運営側の高齢化が顕著となっており、後継者の人材育成や確保と、新規加入者の増加に努めます。

⑤生涯スポーツ教室及び大会の充実	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中高年を対象としたシニアスポーツ交流大会、子どもから高齢者まで楽しめるディスクゴルフ教室・大会等を実施します。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアスポーツ交流大会は参加者が減少傾向となっており、世代に関わらず誰もが気軽に参加できるスポーツの普及や、すべての世代が参加して高齢者と交流できるイベントの充実に取り組みます。 ・令和5（2023）年度からは、スポーツ交流会として、子どもから高齢者・障害のある方まで広く参加できる、ポッチャの交流会を実施します。

⑥老人福祉センターによる市民向け講座の充実	
事業内容	・現役で活躍されている方を指導者として迎え、年間を通じて各種講座を開催します。好評な講座に加え、参加者からの要望を取り入れながら、学習機会を創出しています。
今後の方針	・講座回数増加等の工夫により延べ参加者数が増加しています。引き続き参加者のニーズに合った講座となるよう取り組みます。

⑦高齢者と保育園及び小・中学校との交流事業の充実	
事業内容	・公立の小・中学校ごとに地域の高齢者との交流を図っています。 ・公立保育園ごとに地域の高齢者とのふれあいの場を設けています（昔の遊び、ふれあい遊び等）。
今後の方針	・各小中学校で高齢者との交流を継続的に実施できており、今後も定期的に交流を深め地域との信頼をより強固なものにしていきます。 ・公立保育園における取り組みは、コロナ禍により中断していましたが、今後は、方法、内容及び人数等を検討するとともに、園及び地域の実情に応じた工夫をすることで高齢者との交流が継続できるよう取り組みます。

（２）地域における高齢者主体の活動の充実

現状と課題

- ◇高齢者が中心となってさまざまな取り組みを展開する老人クラブ活動や、高齢者の社会参加や地域貢献につながるボランティア活動の活性化を図るため、加入促進や活動への支援を行っています。
- ◇アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症の拡大も背景として、老人クラブや町内会等の地域団体への参加が減少しています。また、地域住民の有志による地域づくり活動についても、「すでに参加している」が減少しています。
- ◇老人クラブやボランティア団体の加入者数の減少や構成員の世代交代が進まないこと等が課題となっています。今後は、地域特性を踏まえた課題の把握を行いながら、高齢者が生涯にわたり活躍できるような環境を整備することが重要です。

施策の方向

- ◇高齢者向けの生活支援ニーズや高齢者の社会参加への意識を把握したうえで、生活支援に取り組む団体同士が協力し、意欲ある人材の育成や紹介を行う等、効果的、効率的に人材と活躍の場を結びつける方法の検討を行います。

主な取り組み

①老人クラブ活動の支援	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・愛称を「瀬戸あいあいクラブ」とし、活動を展開しています。各クラブではグラウンドゴルフ等、さまざまな活動に取り組んでいます。 ・仲間と共に生きがいの持てる心豊かな人生を送ることができるよう、地域特性を踏まえた魅力あるプログラムづくりや広報活動等、老人クラブ活動の活性化に向けた取り組みを検討します。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者及び会員全体ともに減少傾向にあります。地域によっては加入者の減少によって複数のクラブが統合されることが増え、団体数としても減少しています。会員にとって負担が大きい事業の見直し等、活動の維持・拡大に向けた取り組みを検討します。

②ボランティア活動等の支援	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターと連携しながら円滑な活動ができるよう支援します。 ・市民の自発的な公益活動を促進していくために、瀬戸まちの活動センターを設置し、相談、情報収集・提供、研修、交流事業、活動場所提供等を行います。 ・アウトリーチ支援の強化により、地域課題や地域特性の把握に努めることで、団体がその専門性を発揮し、多様な主体との連携・協働により地域課題にこたえていけるよう支援します。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体の構成員の多くが高齢者で、市民活動が高齢者の活躍の場となっている一方、瀬戸まちの活動センターの登録者数は、近年では減少傾向となっており、担い手の確保が必要な状況です。 ・市民活動への市民の関心を高め、新たな担い手が増えるよう、各種事業を実施します。

③地域力向上活動等の支援【新規】	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が抱える課題の解決に向けて、自主運営がなされている地域力向上組織に対し、活動支援を行います。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における自主的な課題解決の活動を経済的に支援するとともに、地域力向上組織間の連携や市民団体、NPO団体との協働ができるようコーディネートし、課題解決活動を支援していきます。

(3) 高齢者の就業促進・支援

現状と課題

- ◇人口減少や少子高齢化による労働人口減少という課題に対して、元気で就労や活動の意欲がある高齢者は、社会の担い手として重要な存在となっています。高齢者の豊富な経験や技術を活かした活躍を支援することが求められています。
- ◇アンケート調査では、高齢者の22.6%が、「収入のある仕事」に週1回以上従事しています。
- ◇現在の暮らしについて、経済的に「大変苦しい」または「やや苦しい」と回答した一般高齢者は28.9%となっており、高齢者の暮らしの安定という観点からも、就業の確保は課題となっています。
- ◇高齢者が安心して働くために、シルバー人材センターや市内の企業等と連携を取りながら、多様な働き方ができるよう市内の企業に働きかけることが重要です。

施策の方向

- ◇高齢者自らが有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態になることへの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった自立支援、介護予防・重度化防止の観点から、高齢者がこれまでに得た技能や経験を活かした就労的活動を通じて、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場の提供に努めます。

主な取り組み

①シルバー人材センターとの連携	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「自主・自立、協働・共助」の理念に基づき、シルバー人材センターを活力ある高齢者の地域活動拠点として位置づけ、健康で働く意欲のある高齢者の多様な就業ニーズに応じ、就業機会の確保・提供をはじめ、安全対策や会員数の拡大への取り組みを支援します。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターが高齢者の地域活動拠点として、高齢者の生活の充実と地域社会への貢献を目指す事業展開と運営面での業務効率化等の改善に努めるよう支援します。 ・就業機会の確保・提供において、今後はインボイス制度やフリーランス法の影響により、減少する懸念があります。公益社団法人としての存続を前提に財政面での支援や、令和4（2022）年度以降減少傾向にある会員の拡大やセンターとの新たな連携事業の協議、実施等の運営面での支援を柔軟かつ効果的に進めます。

②ハローワークとの連携	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸市・尾張旭市の地元優良企業を一堂に集めた「就職フェア」を開催し、地域内の雇用促進に取り組みます。また、ハローワークからの求人情報を月4回、市役所1階の市政情報コーナーにて配布するとともに、庁内関係部署に配布して情報共有を図っています。 ・平成29(2017)年度から厚生労働省愛知労働局と「瀬戸市雇用対策協定」を締結し、効率的・効果的かつ一体的に雇用対策に取り組んでいます。ハローワークと連携し、高齢者雇用に理解のある求人事業所を集めた求人面接会を実施する等、高齢者の雇用拡大を図っています。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き高齢者の就労に関する情報収集を行うとともに、関係機関と連携した就労支援の取り組みを推進します。

基本目標 2 積極的な健康づくりと 介護予防の推進

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進

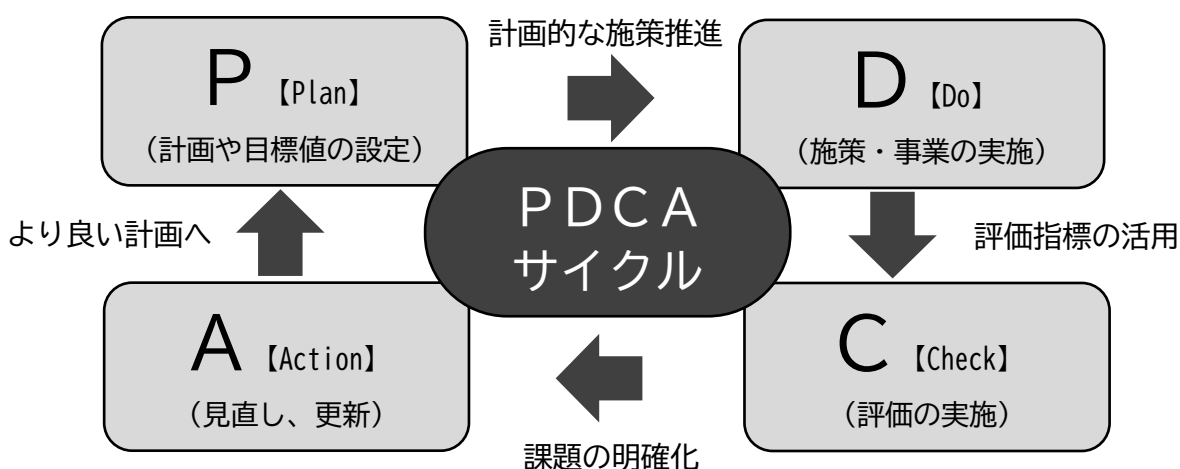
現状と課題

- ◇医療技術の進展等に伴って平均寿命が延び続ける中で、高齢者がいきいきと健康で暮らしていくことができるよう、「健康寿命」を延伸することが重要な課題となっています。
- ◇令和2（2020）年に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が制定され、市町村等における高齢者の保健事業と介護予防事業について、両者を一体的に推進することで、より効果的・効率的に実施する体制づくりが求められています。

施策の方向

- ◇高齢者だけにとどまらず、現役世代の生活習慣病対策と連動した取り組みを推進するために、健康課や国保年金課と連携し、切れ目のない支援体制を構築します。
- ◇効果的・効率的な取り組みとなるよう、令和2（2020）年の法改正も踏まえ、介護・医療・健（検）診のデータを用いて地域課題を把握し、PDCAサイクル※に沿って取り組みを進めます。

※PDCAサイクル 地域課題を分析した結果を基に、地域の実情に即した取り組み目標を計画に記載（Plan）し、第9期計画期間中の各年度において実施（Do）した施策について達成状況の点検、事業実績等に関する評価（Check）を行い、その評価を踏まえて必要があると認められるときは、第9期計画に反映する等必要な措置（Action）を講じながら計画を推進する。



主な取り組み

①関係機関との連携体制の強化	
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細かな支援をするために、介護・医療・健（検）診のデータを用いて地域課題を把握します。・地域支援事業や国民健康保険の保健事業との一体的な取り組みを推進するために、健康課や国保年金課と連携を強化します。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none">・各種健（検）診の結果や介護保険給付費・医療費等の推移から、本市の健康課題の把握に努めます。・運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上等を目的とした健康教育を通いの場等を行うことで、健康課題の解決に効果的な知識の普及啓発を図ります。・社会参加の場としても重要な高齢者の通いの場等について、積極的に周知啓発、参加勧奨を行っていきます。・市民一人ひとりが自身の健康状態を知るために健（検）診の受診勧奨を行っていきます。また、精密検査対象者や治療中断者等を含む医療未受診者に対して、医療機関受診等の行動変容を起こすよう専門職が積極的に関与し、必要な医療・サービス等につなげる個別的支援を実施していきます。

（２）健康づくりの推進

現状と課題

- ◇本市では、生活習慣病等を予防するための各種健（検）診や健康相談、食育等により、市民の健康寿命の延伸に取り組んでいます。また、傷病や疾病によっても、安心して適切な医療や介護を受けることができる国民健康保険制度や介護保険制度等各種保険制度の適切な運用に努め、市民の健康づくりを応援するまちづくりを進めています。
- ◇アンケート調査では、一般高齢者、要支援認定者において、介護・介助が必要となった主な原因として「糖尿病」「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」「心臓病」といった、生活習慣病がいずれも10%前後を占めており、高齢者になる前段階である青・壮年期からの健康づくりが重要であることが示唆されています。

施策の方向

- ◇高齢者が元気で自立した生活を営むことができるよう、健康維持・増進のための健康づくり事業と保健指導、栄養指導、運動指導をバランスよく組み合わせた質の高い保健サービスの提供に努めるとともに、必要な情報の提供や公的機関等との協働に努め、本市全体として総合的、一体的に健康づくりを推進します。

主な取り組み

①各種がん検診の実施	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「がん」をより早期に発見するため、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん、前立腺がん検診を実施します。 ・がん検診の重要性について情報提供を行い、がん検診で精密検査が必要と判定された方に受診勧奨を実施します。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・各種がん検診受診率と精密検査受診率の向上を目指し、受診勧奨を継続します。 ・がん検診受診の「無関心層」へのアプローチが課題であることから、さまざまな機会を捉えて検診の重要性について情報提供します。
②健康教育、健康相談の実施	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「いきいき瀬戸21計画」に基づき、市民の行動と健康状態の改善を図るため、健康教育、健康相談を実施し、市民が自分の健康状態を正しく理解し、自己管理ができるように働きかけます。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・広報や健康教室等を通して、生活習慣病の予防方法等正しい知識を普及し、生活習慣の改善を支援します。
③特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者医療健康診査の実施	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の受診率や保健指導の実施率の向上を目指すとともに、メタボリックシンドロームの該当者・予備群減少に向けた取り組みや、特定健康診査等の重要性について情報提供を行い、受診を啓発し自己の健康管理につなげます。 ・瀬戸旭医師会所属の実施医療機関等にて特定健康診査、特定保健指導、後期高齢者医療健康診査を実施します。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期計画）及び瀬戸市データヘルス計画（第2期計画）を統合して策定します。 ・特定健康診査は、特に受診率が低い若年層に対して健康意識の向上に向けた啓発活動を積極的に実施します。 ・特定保健指導は、積極的支援の利用率が低いいため引き続き利用しやすい教室運営を検討していきます。

④歯・口腔の健康づくり	
事業内容	・高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受するとともに、歯の喪失を予防するため、30歳から70歳までの5歳刻みの年齢を対象とした歯科節目健康診査を実施し、また8020・8520・9020運動を推進します。
今後の方針	・歯科健康診査受診により、歯周病だけでなく全身疾患の発症を予防することができることを周知し、受診率の向上に努めます。

⑤地域・各種団体との連携	
事業内容	・健康マイレージにおいて、市民の健康を支援する企業の協賛を受けるとともに、保健推進員及び食生活改善協議会員と協働して栄養教室、運動教室等を実施することで産官民が連携した地域全体での健康づくりを推進します。
今後の方針	・健康マイレージ事業の利用促進を図るとともに、各委員がいきいきと活動できる環境を整えます。

⑥予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）の実施	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発病や重症化を予防するためにインフルエンザワクチンの接種費用の一部を助成します（一部利用者負担が必要）。また、インフルエンザの予防接種の重要性について啓発を行い、身近な医療機関での予防接種を勧め、接種率の向上を図ります。 ・肺炎球菌の予防接種を実施します。また、高齢者における肺炎罹患の低減を図るため、肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部を助成します（一部利用者負担が必要）。
今後の方針	・両予防接種ともに、広報やホームページ、医療機関でのポスター掲示により周知を行い、接種率の向上に努めます。

(3) 各種介護予防事業の展開

現状と課題

- ◇一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）をはじめとして、さまざまな市民のニーズに応える介護予防と生活支援サービスの体制整備が求められます。
- ◇一般高齢者や要支援者を対象としたアンケート調査では、認定率の上昇の前段階として、要介護リスクの高い高齢者の増加が示されており、要介護につながるリスクを有する高齢者の増加に対応した介護予防の取り組みの充実や、高齢者の生活を支援する地域資源の発掘及び既存の地域資源とのマッチングを進めることが課題となっています。また、要支援認定者において「介護予防のための通いの場」への参加率がやや上昇しており、取り組みの定着がうかがえる結果となっています。
- ◇口腔機能が低下した状態を意味するオーラルフレイルの予防や改善については、健康な生活の維持だけではなく、誤嚥性肺炎等のリスクを低減させる効果も期待されており、市民への予防や改善の意識を高める、さらなる取り組みが求められています。

施策の方向

- ◇さまざまな生活支援のニーズに応えるため、介護予防・生活支援サービス事業を実施し、多様な担い手によるさまざまなサービスの提供に努めます。
- ◇高齢者が要支援・要介護状態となることや重度化を予防するため、地域住民やボランティア、事業所等と連携し、多様な介護予防を展開します。

主な取り組み

①介護予防ケアマネジメントの実施	
事業内容	・自立した生活を送ることができるよう、サービスの種類や回数を決め、心身や日常生活の状況に応じたケアプランを地域包括支援センター等が作成します。
今後の方針	・事業対象者及び要支援認定者に対する適切なケアマネジメント実現を目指します。また、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターの業務負担軽減のため、居宅介護支援事業所への委託を行いやすい環境整備を図ります。

②介護予防・生活支援サービス事業の実施	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象者及び要支援認定者を対象とした訪問型サービス、通所型サービスについて、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービス、生活支援通所サービスの4つのサービスを実施しています。 <p>【訪問型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問サービス 介護事業所（訪問介護職員）による身体介護を含むホームヘルプサービス（掃除・調理等） ・生活支援訪問サービス 介護事業所（訪問介護職員）による食事・排せつ・入浴等の身体介護を行わない1回当たり1時間未満のホームヘルプサービス <p>【通所型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所サービス 介護事業所（介護職員）による身体介護を含むデイサービス ・生活支援通所サービス 介護事業所（介護職員）による食事・排せつ・入浴等の身体介護を行わない半日（2～3時間）のデイサービス
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・今後もサービス内容の評価を行い、地域の実情に応じ、ニーズに合ったサービスが提供できるよう事業を実施していきます。

③一般介護予防事業の実施	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防についての基本的な知識を普及するため介護予防の啓発に努めます。介護予防事業として認知症予防や、健康教育に重点を置き、対象者のより関心の高いものや主体的に取り組めるような講義内容等を専門職等さまざまな主体の関与を得ながら工夫して実施します。 <ol style="list-style-type: none"> ①大人の充活！ワンコイントレーニング ②大人のオーラルケア教室 ③シニア世代のスポーツ健康カレッジ（令和6（2024）年度は休止） ④地域サロン等応援事業 ⑤地域はつらつ講座 ⑥通いの場サロン・まごころ ⑦通いの場への作業療法士派遣事業 ⑧大人の本気ダンスプロジェクト
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりボランティアや企業連携等の地域資源も活用しながら、継続して介護予防に取り組むことのできる環境整備を行います。 ・保健事業と介護予防の一体的実施事業の観点から、健診結果や医療費、介護保険給付費等のデータを分析し、市民の健康課題に寄り添った事業展開につなげられるよう、専門職との関わりを深め、内容を充実させていきます。

④通いの場事業の実施	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することができる通いの場を充実させることにより、地域において自立支援に資する取り組みを推進し、また、要介護状態になっても生きがいをもって生活できる地域を構築することにより、介護予防及び認知症予防を推進することを目的としています。 ・現在、市内3か所で市の委託する通いの場を開設しています。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・通いの場に積極的に医療や保健分野等の専門職が関わることで、より効果的な心身機能の維持向上や介護予防に関する知識の普及に努めます。 ・生活支援コーディネーターとも連携しながら、住民主体の通いの場の拡充を行う等、より一層介護予防の充実強化を図ります。

基本目標 3 住み慣れた地域における 生活の継続支援

(1) 在宅生活の支援

現状と課題

- ◇令和7（2025）年から令和22（2040）年に向けて、介護ニーズの高い85歳以上の人口が増加するとともに、団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口が減少することが見込まれています。また、支援が必要になっても、できるだけ本人が望む暮らしを叶えられるよう、多様なサービスや支援の提供が求められます。
- ◇一般高齢者や要支援者を対象としたアンケート調査では、日常生活で困っていることについて「特に困ることはない」が減少しており、生活上の困りごとを抱えている高齢者が増加しています。また、一般高齢者においては、現在の生活が経済的に苦しいと感じている人の割合がやや増加しています。
- ◇今後、地域における支援を必要とする高齢者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれており、在宅生活の支援の充実は引き続き課題となります。

施策の方向

- ◇地域における見守りや、生活上の困りごとに対応するため、生活支援サービスの充実や支援のためのネットワークの構築を推進し、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らしていけるよう、地域で支え合う仕組みを構築します。

主な取り組み

①訪問理美容サービス	
事業内容	・理容店・美容院へ行くことができない方を対象に、年4回訪問して頭髪カットを行い、容姿を整え生活の質の維持に努めます。（一部利用者負担が必要）
今後の方針	・誰もが地域で自分らしい生活を継続できるための取り組みの一環として、訪問理美容の促進を図るとともに、周知・PRに努めます。

②配食サービス	
事業内容	・バランスのとれた食事を配達し、栄養状態の改善や安否確認等在宅において健康的で自立した生活が送れるように支援を行います。また、地域の見守り体制と連携し、安否確認の取り組みとしても位置づけることで、より安心感のある生活環境の確保を図ります（一部利用者負担が必要）。
今後の方針	・安否確認に加えて栄養管理についても重点を置き、状況調査票の定期的な見直しを実施します。また、適正にサービスが利用されるよう、周知を行います。

③もーやっこサポート事業	
事業内容	・自宅の冷蔵庫の上部に開閉を感知するセンサーを設置して入居者の活動状況を確認し、異変があった場合にはコールセンターから本人、家族へ連絡をし、安否確認を行います（利用者負担が必要）。 ・もーやっこネットワークシステムと連携を図り、病状の把握や介護予防事業へとつなげます。
今後の方針	・現在設置している緊急通報装置（令和2（2020）年度事業終了）から順次切り替えを実施し、独居または高齢者世帯への設置について普及を図ります。切り替えが十分進んでいない状況があり、原因分析と課題解決に取り組めます。 ・もーやっこネットワークシステムと連携を図り、病状の把握や介護予防事業へとつなげます。

④ごみのふれあい収集	
事業内容	・家庭から排出されるごみや、資源物を所定の場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等のため、玄関先でごみ等の収集を行い、併せて日常生活上の見守りを行います。
今後の方針	・毎年少しずつではあるものの登録者数が増えてきており、関係部署との情報共有に努めながら体制の確保に取り組めます。

（2）家族介護者への支援

現状と課題

- ◇誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、家族の介護をする人の心身の負担感はとても大きく、介護をされる人と介護をする人の両者に対する支援を行っていく必要があります。
- ◇在宅で生活する要介護認定者を対象とした調査では、主な介護者が70歳以上という回答が38.2%（70歳代20.5%、80歳以上17.7%）を占めており、80歳以上の割合が増加しています。介護をする家族の負担軽減や支援の重要性が増していると考えられます。

◇在宅で生活する要介護認定者のうち、主な介護者が家族の介護を行うため仕事を辞めた経験がある人は5.9%となっています。

◇ダブルケアや老老介護、別居による介護等、介護者の状況は多様化しており、個別支援をさらに充実させていく必要があります。また、介護者の介護離職の防止や孤立化を防ぐため、地域で介護者を支えていく体制を強化していく必要があります。

施策の方向

◇高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設け、家族の介護負担を軽減するために、在宅で介護をしている家族に対して、相談窓口の充実、当事者交流を図る場の開催、介護方法等の知識・技術の習得の場となる施策を実施し、地域の実情を踏まえた体制づくりを強化します。

主な取り組み

①相談体制の充実	
事業内容	・相談窓口の積極的な周知及び各機関の連携の拡充により、家族支援者及び被介護者への支援を図ります。
今後の方針	・今後も継続して相談窓口の周知を図り、介護者が相談しやすい環境の創出を目指します。

②家族介護者の就業定着・就業支援の充実	
事業内容	・家族の介護を抱えることにより、仕事を辞めざるを得なくなる介護離職をできる限り防ぐため、介護者への支援制度・窓口等について周知し、仕事と介護の両立に関する啓発を行います。
今後の方針	・労働部局等関係機関と連携し、引き続き介護離職防止及び介護と育児のダブルケアへの対策に向けた啓発・周知を行います。

(3) 安心・安全な生活環境の整備

現状と課題

- ◇一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれる中であって、住まいをいかに確保するかは、高齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題となっています。
- ◇近年においても本市内で、高齢者が加害者または被害者となる交通死亡事故の発生や、高齢者における特殊詐欺被害の多発等があり、安心・安全な環境整備に向け、より一層の取り組みが求められます。

施策の方向

- ◇高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために、住まいの確保や災害時の体制整備、安心・安全にかかわる各種取り組み等を推進します。

主な取り組み

①瀬戸市居住支援協議会の活用	
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・居住支援法人を中心に、地元の不動産事業者、引越事業者、葬儀会社等が連携し、居住に課題を抱える住宅確保要配慮者に対する住まいの確保と生活の一体的な支援を行います。・関係団体等が参加する協議会を実施し、支援者が顔の見える関係を築き、現場の抱える課題を率直に話し合うことで、市全体の居住支援に関する課題の共有や、支援者連携につなげます。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none">・協議会において、さまざまな情報の提供や各団体の連携により、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進するとともに、高齢者と住まいに関わるさまざまな課題の整理と問題解決に向けて、支援体制の構築や周知・啓発に取り組みます。・独居の困窮者や高齢者等の住まいの確保について、現状と課題の把握を進めるとともに、関係機関と連携した取り組みを検討します。

②バリアフリーに配慮した道路の整備	
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・駅周辺に点字ブロック等を設置し、バリアフリーに対応した施設の整備を行います。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none">・市内の鉄道駅におけるバリアフリー化を推進します。

③高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、自立した安全かつ快適な生活が送れるよう支援を行います（一部利用者負担が必要）。 生活援助員の派遣だけでなく、I o T※を活用した見守り体制の整備を引き続き実施します。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 従来生活援助員の派遣に加えて、I o Tを活用したもーやっこサポートを導入し、見守り体制を強化します。また、誤報による派遣の件数を減らし、安全かつ快適な生活が送れるよう支援を行います。

※I o T：Internet of Things（モノのインターネット）の略。パソコン類以外のモノをインターネットに接続し、情報交換することにより相互に制御する仕組みを指す。モノに各種センサー等を取り付け、インターネットを介してモニターしたり、コントロールしたりすることで、さまざまな課題解決を目指す。

④災害時要配慮者対策（避難行動要支援者対策）	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者が安全かつ迅速に避難することができるよう、支援者をはじめ地域の関係者等との連携、支援体制を整備するとともに、日頃からの見守り体制等を強化し、民生委員等と連携しながら、「避難行動要支援者名簿」の整備により、支援対象者の把握を進めます。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者（要介護認定者）の避難支援について、もーやっこネットワークシステム等I C T※の活用により、関係課、関係機関と協議を進めます。 災害の危険性等、地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画の作成を進めます。その経過を踏まえて、他の地域においても支援体制の整備に取り組み、実効性のある個別避難計画作成の推進につなげていきます。

※I C T：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。I T（情報技術：Information Technology）とほぼ同義だが、I Tではハードウェアやソフトウェア、インフラなどコンピュータ関連の技術そのものを指すのに対し、I C Tでは情報を伝達すること及び医療や教育などにおける技術の活用方法、またはその方法論等を指す。

⑤福祉避難所の確保	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に要配慮者等が避難できる場所として、福祉避難所の確保のほか、備蓄品の確保を図ります。また、災害時における効果的な活用について検討します。 I C Tの活用により地図データ等との連携を図ります。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の確保件数増加に努めます。I C Tの活用により地図データ等との連携を図ります。 福祉サービスを提供する事業所への協力要請を行い、福祉避難所数の増加を目指します。また、災害時に福祉避難所へ直接避難できる体制等について検討します。

⑥感染症の流行・自然災害への備え	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護施設や事業所が感染症発生や自然災害発生時でもサービスを継続できる対応基準を定期的に確認します。 ・感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備し、介護施設や事業所に対して、施設等での介護サービス提供体制の継続を支援します。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・介護施設・事業所等におけるBCP（業務継続計画）※の策定や研修の実施等に関する情報提供等の支援を行います。

※BCP（事業継続計画：Business Continuity Planの略）とは、事業所が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

⑦高齢者の交通安全、防犯意識の高揚	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・警察と連携しながら交通安全キャンペーン及び防犯教室キャンペーン等の普及啓発活動を推進し、意識の高揚を図ります。 ・自転車を利用する高齢者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害を軽減します。 ・高齢者に対し、特殊詐欺対策機器の購入に要する費用の一部を補助することにより、機器の普及を促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図ります。 ・悪質な訪問販売等による消費者被害の防止や相談対応に取り組みます。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い分野での安全・安心に対する高齢者の意識の高揚に努めます。 ・消費生活出前講座の実施件数を増やし、より多くの市民に対し消費生活に係る問題及び消費生活センターの認知度を高めます。また、次々と新しい手口が生まれる悪質商法への対策を啓発できるよう努めます。

基本目標4 つながり支え合い、尊厳を持って 暮らせる地域社会の実現

(1) 地域包括支援センターの運営の充実

現状と課題

- ◇近年、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、家庭や地域等における支え合いの基盤が弱まっています。このような中、社会的孤立や虐待等の問題に加えて、介護と子育てのダブルケアや8050問題等、複雑化、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する包括的な支援体制の強化が必要となっています。
- ◇地域包括支援センターは、市民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民を包括的に支援することを目的に設置される機関で、本市内には地域型を7か所、それらを統轄する基幹型を1か所設置しています。
- ◇地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置され、地域において公正・中立的な立場から、①総合相談支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④介護予防ケアマネジメント業務を行っています。
- ◇地域包括支援センターが、地域における高齢者支援の中心としてその機能を十分に発揮できるよう、運営体制の充実強化が求められます。

施策の方向

- ◇地域包括支援センターが、高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のため必要な援助を行う地域の拠点として、十分に機能を発揮できるよう、適切な運営体制を整備し、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に推進できる運営に努めます。

主な取り組み

①地域包括支援センターの体制強化	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、業務量や業務内容に応じた適切な人員配置、地域包括支援センターと行政との業務の役割分担の明確化、PDCAサイクル（計画・実行・検証・改善）の充実による効果的な運営の継続を図ります。 ・センター長会議・担当者会議を実施し、センター間の交流を図るとともに市とセンターとの情報共有等連携強化に努め、地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・介護離職の防止や介護に取り組む家族等を支援する観点から、電話や窓口での相談体制の強化や地域包括支援センターの周知に取り組みます。 ・地域包括支援センター運営協議会において、三職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）以外の専門職の配置等の体制強化について検討します。
②地域におけるネットワーク体制の構築と強化	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを拠点とし、介護予防ケアマネジメントに加え、困りごとのある地域住民と福祉サービスや地域資源とを結びつける総合的な支援を行います。 ・日常生活圏域における相談窓口として、在宅高齢者と家族を支える地域包括ケアの充実に努めます。現在、市内8か所の地域包括支援センターにおいて相談窓口を開設しています。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センターの事業内容の周知を強化し、適切なサービス等につながるよう努めます。 ・相談内容が多岐に渡るため、各地域包括支援センターとの連携を図り、情報共有、研修の機会を設けます。

(2) 高齢者を支える地域づくりの推進

現状と課題

- ◇8050問題やヤングケアラー問題、認知症高齢者とその家族の支援等、高齢者を取り巻く地域課題は多様化、複合化しており、分野別の取り組みや公的な支援だけではなく、住民主体の活動づくりや多様な機関・団体の連携によるネットワークの形成等、地域共生社会の構築に向けた取り組みを推進していくことが課題となっています。
- ◇多機関が協働した重層的・包括的な支援体制の構築を進めるとともに、地域での見守り活動の推進等、地域を基盤とする支援体制を強化していく必要があります。
- ◇協議体での議論の中で、本市は全国平均と比べて高齢者が通える居場所の数が少ない状況が分かり、地域の集いの場として、居場所を点在化させることが喫緊の課題となっております。

施策の方向

- ◇高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために地域包括ケアシステムを深化・推進させていくことが必要です。各種団体や組織による見守り活動を支援し、地域住民の意識啓発を図り、地域住民を主体とした見守り体制の構築や住民参加による地域課題解決の仕組みづくりを図ります。
- ◇地域医療・介護・福祉等関係機関が連携した、地域ケア会議を円滑に開催できる環境を整え、医療・介護関係者と連携して、地域課題の解決につなげられるよう取り組みます。
- ◇既存の居場所の維持・継続を行うために地域の課題に取り組むこと、地域住民間でその課題を共有し、住民同士の協力によって解決に向かう仕組みを作っていきます。将来的には、町内ごとに高齢者の通いの場を設置することを目指します。

主な取り組み

①生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービスの充実や地域課題の解決のため、地域資源の発掘や生活支援の担い手養成、サービスの創出、担い手の活動の場の確保、並びにサービス提供主体間の連携の体制づくりを推進する生活支援コーディネーターを設置します。 ・情報共有及び連携強化の場として地域に協議体を設置し、住民参加の体制づくりを推進します。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの配置の状況を見直し、適切に協議体の運営ができるよう体制の整備を図ります。

②総合相談事業の推進	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能の状況に応じたさまざまな機関・制度の支援を可能にするため、①地域におけるさまざまな関係者とのネットワークの構築、②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づくさまざまなサービス等の利用へのつなぎ）を行います。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター等の周知に努めるとともに、関係団体の連携強化を図ります。

③見守りネットワーク協定締結事業者との連携	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の日々の生活に関わる民間事業者と見守りネットワーク協定を締結し、見守りを必要とする高齢者等の異変を早期に発見し、安否確認等の適切な対応につなげるための連絡体制を強化します。 認知症サポーター養成講座の受講促進、安心安全メールやせとまちナビの活用にも取り組みます。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 見守りが必要な高齢者等の異変を早期に発見し、安否確認等、適切かつ迅速な対応につなげるため、まだ協定を結んでいない業種の事業者に対しても積極的なアプローチを行います。

④地域ケア会議の開催	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民や関係機関と、地域による高齢者支援の課題等について情報を共有し、対応策や連携・協力方法等について検討する支援組織を設置し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。 (1) 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援 (2) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握 (3) 地域課題やニーズ量等をもとに社会資源の開発や新たな仕組みづくりに向けた政策形成
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の開催により、各地区における地域課題の把握をすることができており、ケアマネジャーや介護事業者、医療関係者、地縁団体関係者等といったさまざまな支援者の出席を得て、地域支援ネットワークの構築に資する取り組みとしても機能しています。 今後も地域の課題解決や施策提案につなげていけるよう、各関係機関との連携を図りつつ実施していきます。

(3) 高齢者の権利擁護

現状と課題

- ◇支援を必要とする人の割合が上昇する 75 歳以上人口の増加が見込まれる中、意思決定や財産管理に支援を必要とする高齢者の増加が見込まれています。
- ◇介護や支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるまちづくりに向け、権利擁護のための制度や事業について、広く周知を進めることが課題となっています。
- ◇令和 5（2023）年に制定された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護のための必要な施策を講ずることを、国や地方公共団体に求めています。今後、国が策定する認知症施策推進基本計画に基づく取り組みを、地方自治体においても実施することが必要となります。

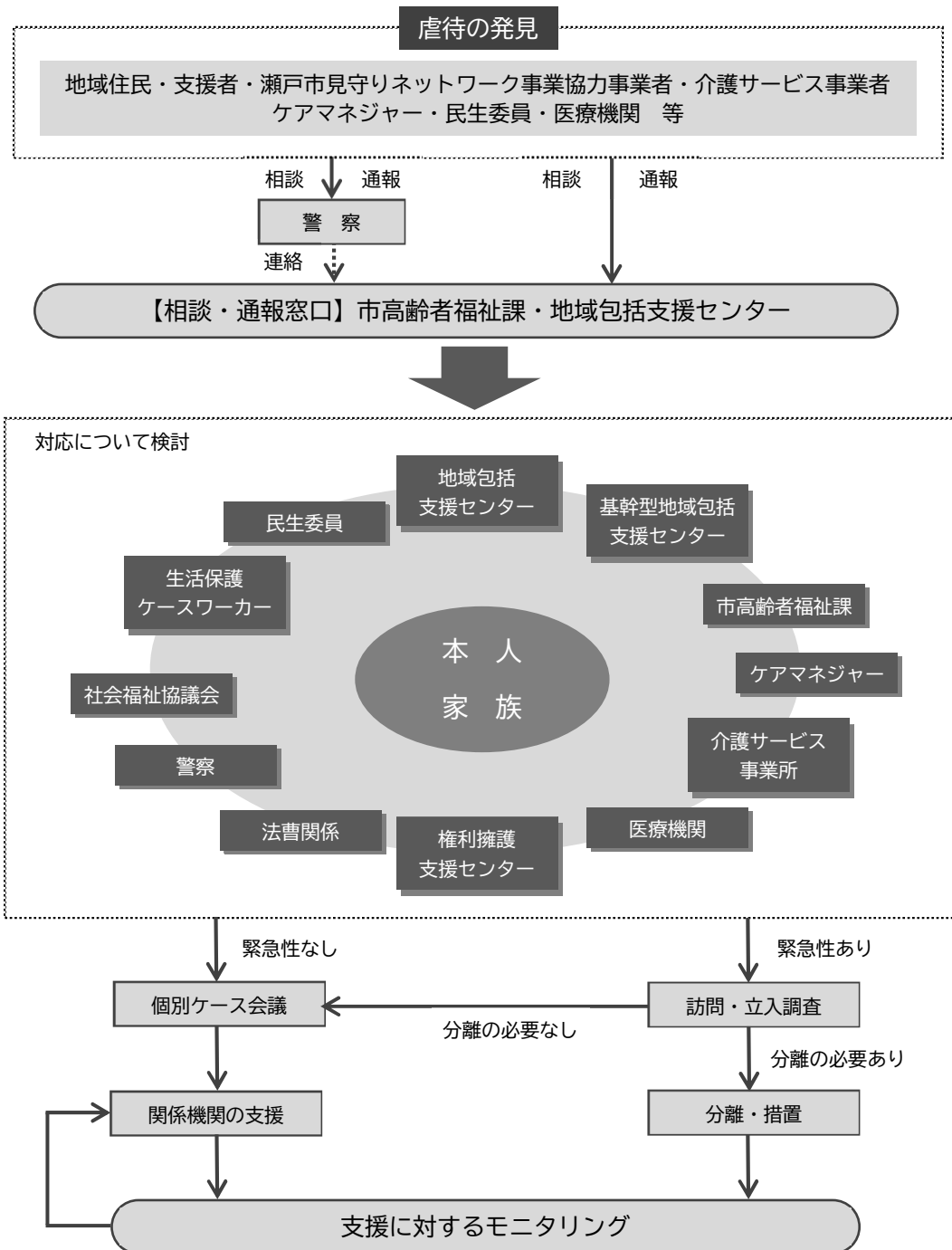
施策の方向

- ◇一人暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用支援や高齢者虐待の予防及び対応等、高齢者の権利を守るための施策のさらなる充実を図ります。

主な取り組み

①成年後見制度の普及啓発	
事業内容	・尾張東部権利擁護支援センターや近隣市町と協力しながら、成年後見制度や権利擁護に関する市民向けのセミナーや、行政・福祉関係者のための勉強会等を開催し、理解の促進を図ります。
今後の方針	・今後さらに成年後見制度等を必要とする高齢者が増加することが予想されることから、市民への周知を図るとともに、関係機関の制度の理解とさらなる連携を高めます。
②成年後見制度の利用支援	
事業内容	・判断能力が十分でない方の地域生活を支えるため、尾張東部権利擁護支援センターの周知と利用促進を図るとともに、地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図ります。 ・介護事業所の職員向けの研修を開催し、関係機関の制度理解を促進します。
今後の方針	・今後さらに成年後見制度等を必要とする高齢者が増加することが予想されることから、関係機関の制度の理解やさらなる連携の強化、利用への支援を図ります。

③高齢者虐待の防止と早期対応	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待の発生予防・早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、地域住民や関係機関等と連携を図り、虐待の早期発見や発生防止等につなげていくための積極的な啓発に取り組みます。 ・ 地域における見守り・支え合いネットワークの充実を図ります。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員、医療機関からの虐待相談が寄せられる等、地域内での見守りや虐待の早期発見等のネットワーク体制が整ってきており、引き続き地域住民への周知を促進し、地域での見守り体制の構築を図ります。



④養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化【新規】	
事業内容	・養介護施設等に対して、老人福祉法や法による権限を適切に行使し、養介護施設従事者等への教育研修や管理者等への適切な事業運営の確保を図ります。
今後の方針	・介護サービス事業者等において高齢者虐待防止のための適切な取り組みが行われるよう、引き続き必要な取り組みを行います。

基本目標 5 認知症の早期対応と共生社会をめざす施策の推進

(1) 普及啓発と本人発信の支援

現状と課題

- ◇令和元(2019)年6月に国から「認知症施策推進大綱」が提示され、高齢者に伴う認知症の施策は重要な社会課題となっています。
- ◇認知症高齢者を地域で見守り、支える地域づくりが重要であるため、認知症サポーター養成講座を開催しています。また、地域で暮らす認知症の方や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」を設置し、支え合いの地域づくりを進める取り組みをしています。
- ◇一般高齢者や要支援者に対するアンケート調査では、認知症に関する相談窓口の認知状況は約3割と低く、相談できる場があることをさらに周知する必要があります。高齢者自身だけでなく、家族や周囲の人が認知症について理解し、適切な対応にあたることが望まれます。
- ◇令和5(2023)年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が示す基本理念に基づき、共生社会の実現という視点から認知症の理解促進や本人発信の支援に取り組むことが求められます。

施策の方向

- ◇認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になること等を含め、多くの人に身近なこととなっています。そのため、認知症を含む高齢者が安心できる地域づくりを進めるため、今後も、地域や事業所に対して、認知症に対する知識の普及啓発に取り組み、地域全体で認知症高齢者や家族を支える環境づくりを目指します。

主な取り組み

①認知症サポーターの養成・活用	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に対する正しい理解と具体的な対応方法、支援のあり方等を習得した認知症サポーターを養成します。 ・市内の学校や自治会、事業者等へ働きかけ、認知症サポーターを幅広い世代に広げていき、地域において積極的に支援活動に取り組んでもらえるような環境づくりに取り組みます。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き幅広い世代への認知症サポーター養成講座の働きかけと、認知症サポーター養成講座受講者の活躍の場について検討します。 ・認知症の方や家族の支援を行うチームオレンジの一員となるオレンジサポーター（認知症サポーター養成講座受講後、ステップアップ研修を受講した方）の養成に努めます。
②地域はつらつ講座	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防や認知症ケアに関する正しい理解を多くの市民に持ってもらうよう、地域包括支援センターによる講座の開催や情報提供を行います。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域によって開催回数に差が出ていることから、開催できている地域の取り組み状況等を分析し、各地域包括支援センターにおいて年5回以上の開催を目指します。
③認知症に関する理解促進・相談先の周知	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・世界アルツハイマーデー及び世界アルツハイマー月間等の機会を活用し、認知症ケアパスの普及や認知症に関する理解促進、相談先の周知等を行います。 ・認知症に関する情報発信の場として、図書館等を積極的に活用し、認知症コーナーの設置を行います。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員、チームオレンジが主体となり、認知症に対する正しい理解の普及啓発に取り組んでおり、引き続き市民の参加を得ながら、理解促進と相談先の周知や、本人及び家族による発信の支援に取り組まします。

(2) 認知症の予防に資する取り組みの実施

現状と課題

- ◇アンケート調査では、物忘れが多いと感じる高齢者や閉じこもり傾向の該当者は、前回調査よりも増加しています。
- ◇認知症を有する高齢者の増加が見込まれる中、認知症の予防に資する取り組みに多くの高齢者が参加し、健康寿命を延伸していくことは、本市においても重要な課題となっています。

施策の方向

- ◇「認知症の予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。これらの実現を目指し、予防を含めた認知症への「備え」としての取り組みを推進します。

主な取り組み

①大人の充活！ワンコイントレーニング	
事業内容	・まだまだ充実した生活を送り、地域で活躍したいと考える 65 歳以上の高齢者を対象に介護予防を目的としたトレーニング教室を開催します。運動機能の向上や栄養改善、認知機能の低下予防を目的としたプログラム（1クール全6回）を行います。
今後の方針	・引き続き事業の周知に努め、ワンコイントレーニングの認知度を高めていきます。 ・高齢者の生活が充実したものとなり、活躍できる場が見つけられるよう、多くの関係機関との連携を図り、高齢者の活動の場の確保を図ります。

②通いの場事業の実施【再掲】	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することができる通いの場を充実させることにより、地域において自立支援に資する取り組みを推進し、また、要介護状態になっても生きがいをもって生活できる地域を構築することにより、介護予防及び認知症予防を推進することを目的としています。 ・現在、市内3か所で市の委託する通いの場を開設しています。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・通いの場に積極的に医療や保健分野等の専門職が関わることで、より効果的に心身機能の維持向上や介護予防に関する知識の普及に努めます。 ・生活支援コーディネーターとも連携しながら、住民主体の通いの場の拡充を行う等、より一層介護予防の充実強化を図ります。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

現状と課題

◇在宅で生活する要介護認定者を対象とした調査では、在宅で生活する要介護認定者が抱えている傷病として「認知症」が最も多くなっています。また、現在の生活を継続していく上で家族介護者が不安に感じる介護についても「認知症状への対応」が最も多くなっています。認知症になっても、住み慣れた地域で暮らすことができるために充実させなければならないことについては、「専門的な医療機関・医療支援の充実」が最も多く、認知症の方への適切な支援や介護者への支援の充実が求められています。

施策の方向

- ◇認知機能低下のある方（軽度認知障害を含む）や認知症の方に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等のさらなる質の向上や連携の強化を推進します。
- ◇認知症の方の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の方及びその介護者が集う「せとらカフェ」等の取り組みを推進します。

主な取り組み

①認知症初期集中支援チームの設置	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに設置し、対象者の支援方針を検討する認知症初期集中支援チーム員会議を定期的に開催することで、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築に取り組みます。 ・認知症の方やその家族と関わり、アセスメントを実施するとともに、症状の説明や対応方法のアドバイスをする等の初期支援を包括的、集中的に行うことで、自立生活のサポートを図ります。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム員のスキルアップや多職種の参加を勧めながら、チーム間の情報共有や関係機関との連携を強化することで、支援の質の向上に努めます。

②認知症介護家族支援事業	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方を介護している介護者に対して、お互いに悩みを相談し、情報交換ができる機会を提供する「認知症介護家族交流会」や、認知症理解や対応方法、利用できる制度を学ぶとともに、介護者同士の仲間づくりの機会を提供する「認知症家族支援プログラム」を開催することで、介護者の介護負担軽減を図ります。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの周知を図るとともに、介護者からの意見を取り入れ、さらなる内容の充実を図ります。

③ひとり歩き高齢者家族支援	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や障害により、ひとり歩きをするおそれのある高齢者やその家族を支援するために、通信衛星を利用した位置検索サービス（GPS※）端末導入の初期費用の補助や、履物に貼る蛍光色の「おかえりサポートステッカー」の配布を行うことで、万が一行方不明になった場合の早期発見や保護につなげます。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者のひとり歩きが増加し、サービス利用者も増加傾向となっており、警察との連携を強化するとともに、家族への本事業の周知を促進します。

※GPS（全地球測位システム：Global Positioning Systemの略）とは、通信衛星を利用した現在位置測定システムで、GPS端末（GPSを活用した機器）を身につけた人の現在位置を家族や支援者が把握できるようにするものです。

④せとらカフェ	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方の居場所づくりとその家族の気分転換の場、地域の方々の認知症理解の場、介護等の相談の場として開催しています。地域住民の交流を推進し、ボランティアの活動の場としても普及を図ります。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も制度の周知に努め、認知症カフェの社会的認知度を高めていき、認知症の当事者がいつでも・どこでも活躍できる場の検討を進めます。

(4) 認知症を支える地域づくり

現状と課題

◇令和5（2023）年に制定された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現に、国・地方自治体が一体となって取り組んでいくことが求められており、今後、国が定める認知症施策推進基本計画に基づいた取り組みを地方自治体においても推進していくことが求められます。

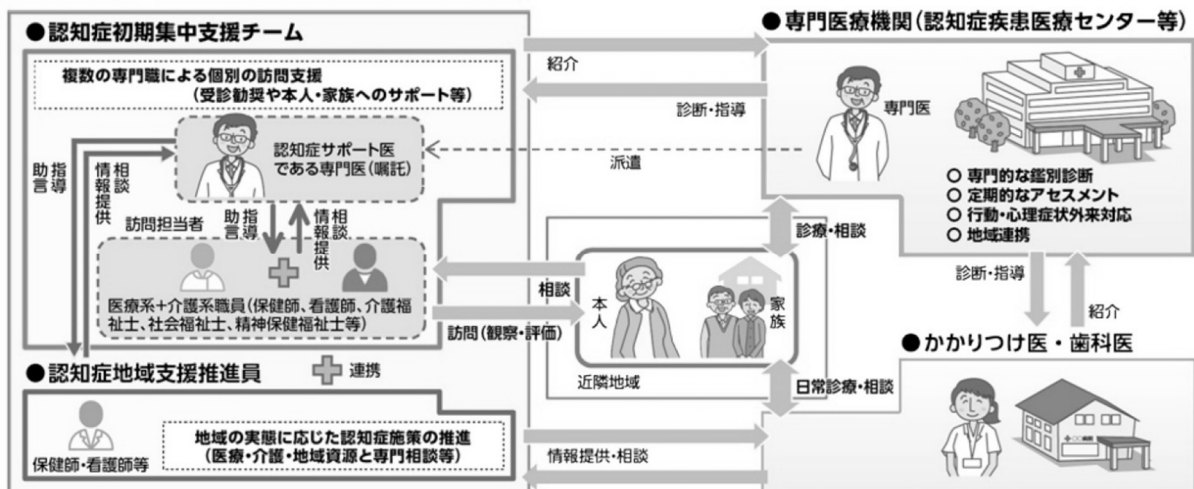
施策の方向

- ◇認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし、本人の尊厳と自己決定が尊重されるよう、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを推進します。
- ◇認知症及び若年性認知症の方が、地域において役割を担うとともに、安心して外出できる地域の見守り体制や、具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」の構築、成年後見制度の利用促進等、社会参加活動等を行うための体制整備を行います。

主な取り組み

①認知症地域支援推進員の配置	
事業内容	・地域の実情に応じて、認知症地域支援推進員を配置し、地域における認知症の方とその家族を支援するための相談支援や支援体制を構築するよう取り組みます。
今後の方針	・「チームオレンジ」の整備に取り組み、オレンジサポーターの参加を得て「出張！せとらカフェ♪」、「おいでんサロン」、「個別活動」、「オレンジガーデニングプロジェクト」等の事業を実施しており、引き続きチームオレンジの体制強化と周知に取り組みます。

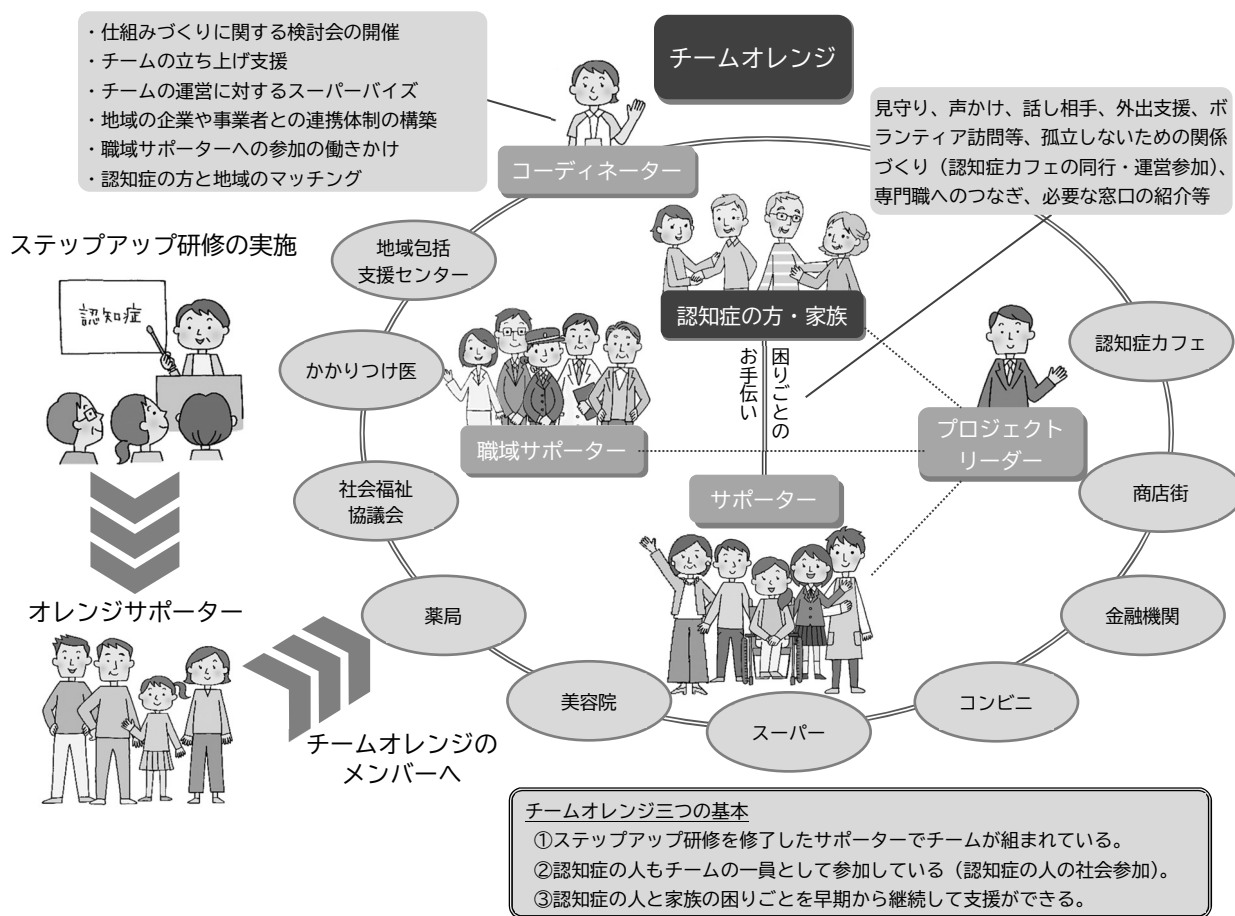
■認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について



②成年後見制度の利用支援【再掲】	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が十分でない方の地域生活を支えるため、尾張東部権利擁護支援センターの周知と利用促進を図るとともに、地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図ります。 ・介護事業所の職員向けの研修を開催し、関係機関の制度理解を促進します。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・今後さらに成年後見制度等を必要とする高齢者が増加することが予想されることから、関係機関の制度の理解やさらなる連携の強化、利用への支援を図ります。

③チームオレンジの活動推進	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症当事者の「やりたいこと、やってみたいこと」とオレンジサポーターの「できること」をマッチングし、ともに活動ができる体制整備を支援します。 ・認知症当事者やオレンジサポーター等の活動の場として、認知症普及啓発を目的とした「出張！せとらカフェ♪」「オレンジガーデニングプロジェクト」、「おいでんサロン」等の事業を実施します。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きオレンジサポーターの活動の拡大に向け、認知症及び若年性認知症の方やその家族の意見を取り入れ、認知症地域支援推進員等の関係機関と連携しながら取り組みます。

■チームオレンジの活動推進



④若年性認知症の方への支援	
事業内容	・医療機関や愛知県若年性認知症総合支援センター等の関係機関との連携体制を構築し、若年性認知症の方の早期相談支援体制の構築や就労支援に向けた企業等とのマッチング支援に取り組みます。
今後の方針	・医療機関や愛知県若年性認知症総合支援センター等と連携して支援を行います。 ・若年性認知症の方への周知が課題となっており、情報発信のあり方を検討します。

⑤認知症個人賠償保険【新規】	
事業内容	・認知症により、万が一事故を起こしてしまった場合の保険に加入していただくことで、認知症と診断された方やその家族が、安心して生活できるよう支援します。
今後の方針	・必要とする人が確実に利用できるよう、関係機関と連携して事業の周知を進めます。

基本目標 6 安心できる医療と介護の連携

(1) 在宅医療と介護連携の基盤整備

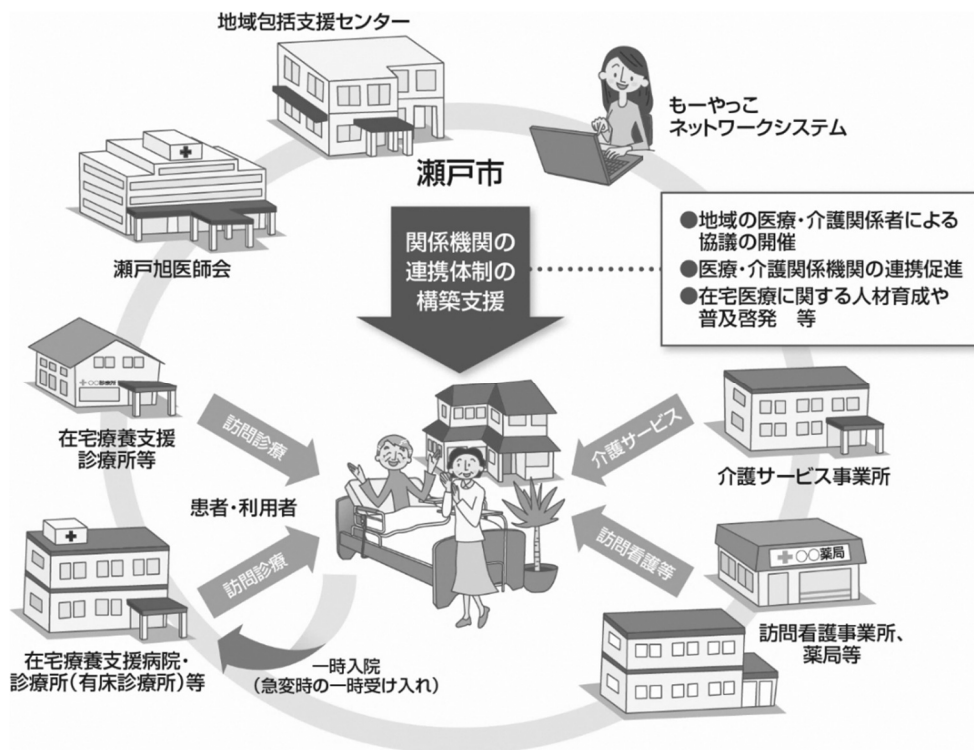
現状と課題

- ◇地域包括ケアシステムの構築に必要となる在宅医療の提供体制は、在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域での整備が必要となります。
- ◇本市では、これまで、もーやっこネットワークシステムの促進に努め、医療と介護の切れ目ない提供体制構築のため、多職種の参画による連携強化を行ってきました。
- ◇中長期的には、本市においても医療と介護の両方のニーズを有する人が多くなる 85 歳以上の人口が増加していくことが見込まれており、今後も在宅医療・介護を担う関係者が一体的な連携を行い、サービスの切れ目ない提供を推進します。

施策の方向

- ◇住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等のさまざまな局面において、医療・介護・保健・福祉等が連携し、必要なサービスを一体となって提供できる、地域包括ケアシステムの体制整備を計画的に行います。

■在宅医療・介護連携の推進



主な取り組み

①切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最終段階まで営むことができるよう、地域の実情や課題に応じ、PDCAサイクルに沿った在宅医療や介護の提供体制の構築に取り組みます。 ・ PDCAサイクルに沿って、以下の内容に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ①地域の医療・介護の資源の把握 ②在宅医療・介護連携の課題の抽出 ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ④在宅医療・介護関係者に関する相談支援 ⑤地域住民への普及啓発 ⑥医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑦医療・介護関係者の研修 ・ 4つの場面の目指すべき姿 <ul style="list-style-type: none"> 4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）の目指すべき姿を設定し、課題の抽出、検討を行います。 ①日常の療養支援 <p>医療・介護関係者の多職種協働によって患者・利用者・家族の日常療養生活を支援することで、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が住み慣れた場所で生活ができるようにします。</p> ②入退院支援 <p>入退院の際に、医療機関、介護事業所が協働・情報共有を行うことで、一体的でスムーズな医療・介護サービスが提供され、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、希望する場所で臨む日常生活が過ごせるようにします。</p> ③急変時の対応 <p>医療・介護・消防（救急）が円滑に連携することによって、在宅で療養生活を送る、医療と介護の両方を必要とする高齢者等の急変時に、本人の意思が尊重された適切な対応が行われるようにします。</p> ④看取り <p>地域の住民が在宅での看取り等について十分に認識・理解をした上で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が人生の最終段階の望む場所での看取りを行えるように医療・看護関係者が本人（または家族）と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるよう支援します。</p>
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療においては、家族の心身の負担も大きくなることを見込まれており、本人だけではなく家族にも寄り添った支援のあり方を検討します。 ・ 感染症や災害時対応等のさまざまな局面においても切れ目のない在宅医療と介護の連携・調整を進め、必要なサービスを一体となって提供できるよう地域包括ケアシステムの体制整備を行います。

②人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の周知	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が受ける医療や介護等を、自分で決めたり望みを人に伝えたりすることができなくなった時に備えて、どのような医療や介護をどこで受けたいか、自分が大切にしていることや望んでいること等について、前もって考え、周囲の人と繰り返し話し合い、共有する取り組みである人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の周知を行います。 ・社会福祉協議会や民間企業との連携によるセミナーを開催し、人生会議への理解促進、普及啓発を行います。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、人生会議の普及啓発を図ります。その中で把握できたニーズや課題を踏まえて、今後の事業に活かしていきます。

基本目標7 介護保険事業の円滑な実施

(1) 介護保険サービス基盤の計画的整備

現状と課題

- ◇支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることを前提として、介護保険サービス基盤の充実と、持続可能な介護保険事業の確保が課題となっています。
- ◇地域包括ケアシステムの充実に向け、在宅での生活を支えるサービスの量の確保と質の向上が求められます。

施策の方向

- ◇介護保険サービスのニーズを的確に把握し、サービスの質の向上と量の確保に努め、効果的・効率的な介護保険事業の運営を推進します。
- ◇必要な人が適切な介護保険サービスを受けられるよう、各種の広報や、情報提供を行います。

主な取り組み

①サービス提供事業所の整備	
事業内容	・整備目標量を定めたサービスについて、事業所数を把握し、計画的に事業所を整備します。
今後の方針	・市内の事業所数を把握し、適切にサービス提供を行える体制を構築します。 ・「住宅型有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」の質の確保を図るため、未届の住宅型有料老人ホームについては県に情報提供するとともに介護サービス相談員を積極的に活用します。
②リハビリテーションサービス提供体制の把握	
事業内容	・リハビリテーションサービスが、個々の心身機能向上と社会参加の実現等のために有効かつ計画的に提供できる体制が整備されているか、県と連携して、情報共有や現状把握を行い、提供体制の推進について検討します。
今後の方針	・国が示すリハビリテーションサービス提供体制に関する指標を参考に現状把握を行い、提供体制の推進について検討します。

③介護保険制度の周知	
事業内容	・要介護認定申請件数の増加が見込まれるため、介護サービスの利用希望者に必要な情報が提供できるよう体制を整備します。
今後の方針	・介護サービスの申請時や利用検討している方に対し、市役所の窓口や地域包括支援センターにおいて、パンフレットの配付等を通じて情報提供や説明を行います。わかりやすい資料の作成に努めます。

(2) 介護サービスの質的向上への取り組み

現状と課題

- ◇介護が必要となった高齢者の誰もが、必要な介護保険サービスを適切に利用できるよう、介護保険サービスの質の向上に取り組むことが求められます。
- ◇人口減少や少子高齢化による労働人口減少の中で、サービス提供事業所等が、地域における介護サービスの拠点として機能し続けるためには、関係機関等の連携を図りながら、質の向上に取り組む必要があります。

施策の方向

- ◇介護保険サービス利用者からの相談対応や事業所への指導・監督、各種研修の実施等を通じて、介護保険サービスの質の維持と向上を図ります。

主な取り組み

①相談・苦情対応の充実	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス等について、市民が気軽に相談でき、適切な対応が受けられるよう市の相談窓口や地域包括支援センター等の相談事業を充実させるとともに、相談窓口間の連携を強化します。 ・要介護認定に対する不満や、介護保険運営上の苦情相談について、迅速かつ円滑な対応がなされるよう関係機関との連携を推進します。
今後の方針	・引き続き迅速かつ適切な対応に努め、適正な介護サービスの提供のために関係機関との連携を深めます。

②介護サービス相談員の派遣	
事業内容	・サービス利用者等の相談や利用者が施設に対して言いにくい事柄を代弁し、利用者と施設の両者の橋渡しをすることで、サービスの改善や調整を行います。また、利用者の意見・要望等に適切に対応するために研修等を実施します。
今後の方針	・介護サービス相談員の資質向上のために、研修や連絡会議等を行います。また、事業所と連携して派遣回数を増やし、多くの事業所で相談業務が行えるよう努めます。

③事業所の指導・監督	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの質の確保のために、地域密着型サービス事業所等の運営指導及び監査を実施し、介護サービスの提供状況、運営基準等の遵守やサービスの安全性の確認等運営実態の把握に努め、助言・指導を行います。 ・主に以下の3つの取り組みを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ①集団指導：地域密着型サービス事業所に対し、介護保険制度の理解に関する指導や、運営指導で把握された指導結果の説明、注意喚起が必要な事項や事例の紹介等を行います。 ②運営指導：地域密着型サービス事業所に赴き、高齢者虐待防止、身体拘束廃止等に基づく運営上の指導や算定条件に基づいた適切な報酬請求が行われているかを確認し、報酬請求上の指導等を行います。 ③監査：指定基準違反や不正請求等の疑いがあった場合、必要に応じて実施します。
今後の方針	・今後も計画的に運営指導や集団指導を実施し、事業所が適切にサービスを提供できるよう取り組みを継続していきます。

④居宅介護支援事業所への研修事業の実施	
事業内容	・介護支援専門員の育成や資質の向上を目的として、市内の居宅介護支援事業所に対して、年に1回3時間程度の外部講師による研修を実施します。
今後の方針	・ケアプラン点検の結果や傾向を分析し、介護支援専門員の専門的知識や技術、ケアマネジメント能力の向上が得られるような研修を実施します。

⑤介護サービス事業者との連携強化	
事業内容	・瀬戸介護事業連絡協議会との連携の下、介護に関する情報交換を通じ、介護サービスの質の向上を図ります。
今後の方針	・今後も引き続き瀬戸介護事業連絡協議会で開催される会合へ出席し、介護に関する情報交換を行い、介護サービスの質の向上を図るよう努めます。

⑥介護サービス情報の公表	
事業内容	・要介護等認定者・介護サービス利用者等が事業所や施設を検討する際に、事業所や施設を比較・検討し、事業所等の選択の際の情報を「介護サービス情報公表システム」にて取得できるよう、各事業所や施設に登録を促し、運営指導時に登録の確認を行います。
今後の方針	・今後も引き続き、運営指導にて登録状況の確認を行います。

(3) 介護人材の確保に向けた対策

現状と課題

- ◇いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22(2040)年に向け、支援を必要とする高齢者の増加の一方で、生産年齢人口の減少が見込まれており、介護支援専門員や介護保険サービス事業所の職員等の介護人材の確保がさらに厳しい状況となる可能性があります。
- ◇本市の介護人材実態調査では、介護保険サービス事業所の過去1年間の採用状況について、正規職員、非正規職員ともに40歳代、50歳代が多くなっており、介護人材としての若い世代の確保が難しい状況が示されています。
- ◇いきいきと働き続けることができる職場環境づくりを促進するとともに、介護現場の生産性の向上に向けたICTの活用や介護ロボット等の技術導入について、取り組みを検討していくことが求められます。
- ◇介護職員の処遇改善を図る取り組みを推進しており、国・県・事業所と連携した介護人材確保・育成の総合的な対策が求められます。

施策の方向

- ◇介護サービスが安定的に提供されるよう、関係機関や団体等と連携した人材確保や人材の育成、多様な人材の活用を推進するとともに、介護分野での資格所有者の復職や再就職支援、結婚や出産、子育てを続けながら働ける環境整備等、やりがいを持って働き続けられる環境づくりを推進します。
- ◇介護現場におけるもーやっこネットワークシステム等のICT及びIoTの活用や、介護分野の文書に係る負担軽減のための個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化を推進することで、自治体や介護事業者の事務負担を軽減し、業務の効率化を図ります。

主な取り組み

①人材の確保及び資質の向上	
事業内容	・介護職の魅力発信を積極的に支援するとともに、現職者のキャリアパス支援となるような研修会の開催や、介護職に従事することを検討している方と事業所とのマッチングを行うことで介護人材の確保や資質の向上を図ります。
今後の方針	・中学生の介護分野での職業体験の実施や、瀬戸介護事業連絡協議会と連携した介護サービス事業所の就職フェアへの出展、介護予防・生活支援員養成研修等、さまざまな機会を捉えて介護分野で働く人材の確保及び資質の向上を図るための対策を推進します。

②介護予防・生活支援員養成研修の実施	
事業内容	・介護事業所における人材の確保を図るとともに、就業を通じた高齢者の介護予防を目的に、身体介護を含まない生活支援訪問サービスの従事者を養成するための介護予防・生活支援員養成研修を開催します。研修の修了後、介護サービス事業所の情報等を提供します。
今後の方針	・介護人材の不足が予想される中、支援のニーズに的確に応える人材養成に向けた研修の実施に取り組みます。

③介護現場における業務効率化	
事業内容	・介護分野で働く人材の確保や介護現場における業務仕分けの観点から、ICT導入支援等事務軽減支援体制を整備します。 ・本市独自の在宅医療を支えるシステムであるもーやっこネットワークシステムの利活用を関係機関と連携しながら検討します。
今後の方針	・事業所等の文書事務負担軽減のため、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化や様式例の活用による標準化及びICTの活用を進めます。

④働きやすい環境づくり【新規】	
事業内容	・事業所におけるハラスメント対策について、各種のハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか、運営指導時に確認し、必要な指導や情報提供を行います。
今後の方針	・介護サービスの担い手が働きやすい環境づくりに向けた取り組みを、引き続き推進します。

(4) 介護給付等適正化への取り組み

現状と課題

- ◇介護給付の適正化については、国の指針等に基づき計画的に推進してきましたが、この度、国において、主要5事業の見直しが行われ、再編された給付適正化主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検）の実施が求められるところとなっています。
- ◇今後、医療・介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、限られたサービスの資源を有効に活用する必要性が一層高まります。持続可能な介護保険制度を運営していくため、適切なケアマネジメントを推進するとともに、介護サービスの質や効率性を高めていく必要があります。

施策の方向

- ◇適切なサービスの確保と提供を図るために、介護給付の適正化を行い、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度の構築を目指します。

主な取り組み

①要介護認定等の適正化	
事業内容	・介護認定調査の適切な実施と公平性の確保のため、認定調査員の資質向上を図ります。
今後の方針	・すべての認定調査員に対して、県の実施する研修、それに準じた本市が実施する研修への参加を義務付け、調査スキルの向上と平準化を目指します。 ・すべての介護認定調査結果の点検を、引き続き本市職員によって実施します。

②ケアプラン点検	
事業内容	・介護支援専門員等が作成したケアプランが、適切なケアマネジメントの手順を踏み、「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、介護支援専門員とともに検証確認します。
今後の方針	・今後も市内にあるすべての居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に対して、ケアプラン点検を継続します。集団指導や実地指導、面談等にて結果報告や助言を行い、事業所等へのケアマネジメントの質の向上を図ります。

③縦覧点検・医療情報との突合	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧点検は、介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性や算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処理を行います。 ・医療情報との突合は、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、医療と介護の重複請求の排除を図ります。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き毎月対象リストを抽出し、確認を継続することで、請求誤りを削減し適切な給付が行えるようにします。

(5) 低所得者への支援

現状と課題

◇社会全体で高齢者の介護を支える介護保険の理念に基づき、介護保険サービスは利用者に適切な負担を求めるものとなっています。一方で、経済的に厳しい状況にある高齢者の増加が見込まれる中、経済的な理由で必要な介護サービスの利用が妨げられることなく、平等に制度を利用できるための取り組みが求められます。

施策の方向

◇各種の負担軽減制度に基づき、利用者の負担軽減の取り組みが確実に実施されるよう、制度の周知と適正な運用を図ります。

主な取り組み

①介護福祉手当の支給	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護費用負担軽減のために、低所得者を対象に手当を支給することにより、その方の福祉の増進を図ります。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者向けの手当の支給内容や方法が適正かどうか検討します。

②社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	
事業内容	・低所得で特に生計が困難な方に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用負担額を軽減し、その軽減した額の一部を市が補助します。
今後の方針	・生計が困難な利用者が、適切なサービス利用ができるよう、引き続き社会福祉法人等への制度周知と利用の促進を図ります。

③特定入所者介護サービス費（補足給付制度）	
事業内容	・低所得世帯の高齢者等が介護保険施設への入所やショートステイを利用する際の食費・居住費の軽減を行います。
今後の方針	・引き続き制度の周知と利用の促進に努めます。

④高額介護サービス費の支給	
事業内容	・利用者が負担割合に応じて1か月に支払った合計額が所得区分に応じた上限を超えたときに、超えた部分を払い戻し、安心してサービスを受けることができるよう支援を行います。
今後の方針	・引き続き制度周知を行うとともに、市からの通知に対して支給申請のない方がもれなく受給可能となるよう手続きの勧奨に努めます。

⑤健康診断書料助成事業	
事業内容	・介護サービスのうち、通所介護・短期入所生活介護等を利用するうえで必要とされる健康診断書に係る文書料の一部を助成することにより、介護サービス利用者及びその家族の経済的負担の軽減を図ります。
今後の方針	・経済的理由により介護サービスの利用が妨げられることのないよう制度の周知及び適正な運用を実施します。